



第5章

施策の方針



第5章 施策の方針



1 施策の体系

緑の将来像と3つの基本方針を踏まえ、それを実現するための施策の方針を下記のとおり整理します。

表 5-1 施策の体系（全体）

| 緑の将来像 | 3つの基本方針 | 施策区分 | 施策の方針 |
|------------------------------|------------------------------|--------------------------|-------------------------|
| 清流と深緑の山々に恵まれ、緑とともに暮らす快適都市・岐阜 | 長良川、金華山に代表される自然、歴史・文化・農の緑の継承 | 森林の保全と活用 | 市街地周辺の身近な森林の保全と活用 |
| | | | 保存樹・保存樹林の指定拡大と景観重要樹木の指定 |
| | | | 本市のシンボルである金華山の活用 |
| | | | 東海自然歩道の管理 |
| | | | ながら川ふれあいの森の整備充実 |
| | | | 森林の適切な維持管理 |
| | | | 分収造林「たずさえの森」事業の実施継続 |
| | | 河川・水路の保全と活用 | 多自然川づくりの推進 |
| | | | まちなかの水路を活用した景観整備 |
| | | 貴重な自然や歴史・文化の緑の保全 | 指定文化財の保護 |
| | | | 貴重な動植物の保護や外来種対策への取組 |
| | | | 地域による自然環境保全活動への支援 |
| | 農地の保全と活用 | 優良農地の保全 | |
| | | 農とふれあえる機会の増進 | |
| | | 農地の原風景の再生と自然とのふれあいの場への活用 | |
| | | 市街化区域内農地の保全 | |
| | 快適な生活環境を支える緑の質的向上と再生 | 多様なレクリエーション需要への対応 | 大規模公園の整備と活用 |
| | | | 身近な公園緑地の整備と活用 |
| | | | 公園緑地の運営、維持管理の充実 |
| | | | グラウンドなどの開放 |
| | | 水と緑のネットワーク形成 | 公園緑地における防災機能の強化 |
| | | | 街路樹の適正な維持管理及び計画的な再生 |
| | | | 河川の緑化・適切な維持管理 |
| | | 市街地緑化の推進 | 公共施設の緑化 |
| | | | 民有地の緑化 |
| | | | 適地適木による緑化の推進 |
| | 賑わいと交流を引き出す緑の活用 | 居住者の憩い・安らぎ・コミュニティの形成 | 魅力ある公園緑地の整備と緑の活用 |
| | | | 賑わいの緑となる中心市街地の緑化 |
| | | 中心市街地における賑わいと交流の緑づくり | 交流の緑となる中心市街地の緑化 |
| | | | 環境教育の充実 |
| 緑に関する情報発信や緑化活動の推進 | | 各種緑化イベントや講習会などの開催 | |
| | | 市民が地域の緑化活動に参加する機会の増進 | |
| | | 薬草・薬木の活用 | |
| 緑のまちづくりを支援する仕組みづくり | | 緑のまちづくりにおける市民・事業者への支援 | |
| | 市民・事業者による緑化活動への表彰 | | |
| | 景観アドバイザーの活用 | | |
| | | | 地域の緑化に関するリーダーとなる人材の育成 |



2 長良川、金華山に代表される自然、歴史・文化・農の緑の継承

長良川や金華山に代表される本市の自然の緑（森林、河川、農地など）や、本市の歴史を物語る史跡や社寺の緑を保全、継承し、まちの資源として活用するための施策を整理します。

長良川、金華山に代表される自然、歴史・文化・農の緑の継承

● 森林の保全と活用

- ① 市街地周辺の身近な森林の保全と活用
- ② 保存樹・保存樹林の指定拡大と景観重要樹木の指定
- ③ 本市のシンボルである金華山の活用
- ④ 東海自然歩道の管理
- ⑤ ながら川ふれあいの森の整備充実
- ⑥ 森林の適切な維持管理
- ⑦ 分収造林「たずさえの森」事業の実施継続

● 河川・水路の保全と活用

- ① 多自然川づくりの推進
- ② まちなかの水路を活用した景観整備

● 貴重な自然や歴史・文化の緑の保全

- ① 指定文化財の保護
- ② 貴重な動植物の保護や外来種対策への取組
- ③ 地域による自然環境保全活動への支援

● 農地の保全と活用

- ① 優良農地の保全
- ② 農とふれあえる機会の増進
- ③ 農地の原風景の再生と自然とのふれあいの場への活用
- ④ 市街化区域内農地の保全

2-1 森林の保全と活用

森林の大部分は長良川地域森林計画の対象森林として保全されています。また、私たちの暮らしを守るために特に重要な役割を果たしている森林は保安林に指定されており、立木の伐採や土地の形質を変更する開発行為が厳しく制限されています。岐阜市森林整備計画を定期的に見直すことにより、森林が有する公益的機能が持続的に発揮されるよう、健全な森林づくりの維持・整備を図ります。

(1) 市街地周辺の身近な森林の保全と活用

本市の環境保全や景観構成にとって骨格的な緑となる森林を保全するため、金華山、百々ヶ峰、舟伏山一帯を風致地区に指定しています。



岐阜城から望む市街地周辺の景観

(2) 保存樹・保存樹林の指定拡大と景観重要樹木の指定

保存樹・保存樹林は、都市の良好な景観を維持するため、市が民有地の樹木や樹林を指定し、市民とともに保存を図っていくものであり、その指定拡大を目指し制度のPR強化などを進めます。また、良好な景観の形成等に重要な樹木については、景観重要樹木への指定を検討します。



保存樹（大龍寺の杉）

保存樹、保存樹林の保護策として、その所有者及び管理者に対して補助金を交付するほか、樹木医による診断業務を実施していますが、保存樹に該当しない古木や桜並木などについても、樹木医の診断などを実施し、適切な保存に向けて支援します。

(3) 本市のシンボルである金華山の活用

本市のシンボルである金華山について、自然林に人が無秩序な侵入をしないよう、国や市、市民のボランティア活動による登山道の整備、サインの設置などが行われてきました。今後も国と協議しながら、市民のボランティア活動への支援などにより貴重な自然林の保護に努めるとともに、市民が金華山に親しみ、大切にす環境づくりを進めます。



本市のシンボルである金華山

また、市民との協働による自然環境情報発信サイト『ぎふネイチャーネット』を活用し、金華山に関する情報の収集と発信、金華山に関わる市民活動の紹介等を行い、市と市民が金華山に関する情報を共有するとともに、金華山への親しみと金華山の自然を大切にす意識の醸成を進めます。

(4) 東海自然歩道^{※44}の管理

本市を通る東海自然歩道は、芥見地区の老洞から市内北部を横断し、網代地区の伊洞に至る延べ31.3kmが整備されており、市民に豊かな自然、心身の健康及び安らぎを提供していきます。



東海自然歩道

※44 八王子（東京都）と箕面（大阪府）を結ぶ1都8県2府に及ぶ全長1,697.2kmの自然歩道です。



(5) ながら川ふれあいの森の整備充実

市内最高峰である百々ヶ峰一帯に広がるながら川ふれあいの森は、緑豊かな里山の自然とふれあいながら、森林浴や自然散策などを楽しみ、潤いと安らぎを与えてくれる施設として親しまれています。森林の適正な維持管理を継続することにより、多様な動植物の生息・生育環境の保全、自然災害の防止、水資源の涵養機能の充実に努めます。

また、森の音楽会や森林教室等を通じ、市民が自然とふれあえる機会の増進を図り、森林の持つ多面的機能を、体験を通して理解していただけるよう努めます。



ながら川ふれあいの森

(6) 森林の適切な維持管理

本市の森林は、一般に里山や雑木林と呼ばれる森林が大半を占めており、薪の材料の供給源などとして人が密接に関わることで整備され、多様な動植物の生息・生育環境が保たれてきました。しかしながら、人々の生活スタイルの変化に伴い、最近では手入れがなされなくなり、生物多様性の低下や、鳥獣害の発生、倒木による民家への被害など、環境保全や生活環境への影響が懸念されます。これら森林の持つ公益的機能の低下を防ぐため、岐阜市森林整備計画に基づき、森林の特性から「水源涵養機能維持増進森林」、「山地災害防止/土壌保全機能維持増進森林」、「快適環境形成機能維持増進森林」及び「保健文化機能維持増進森林」に区分し、適切な維持造成を図ります。



本市の森林

(7) 分収造林「たずさえの森」事業の実施継続

分収造林「たずさえの森」事業は清流長良川の恩恵を受ける岐阜市民が、上流域の自治体における森林整備に協力する事業で、昭和57年度に長良川最上流の郡上郡高鷲村(当時)で実施したのをはじめ、現在郡上市、山県市、関市の3市と契約を結び事業を展開しています。今後もこの事業を通じて、市民が森林の持つ公益的機能を認識する機会を提供していきます。



たずさえの森(郡上市)

2-2 河川・水路の保全と活用

長良川をはじめとする河川は、河川区域として保全するとともに、水辺の自然とのふれあいの場としての活用や多様な生物の生息・生育にも配慮した整備を図ります。

(1) 多自然川づくりの推進

河川の持つ防災機能を維持しつつ、多様な生物の生息・生育・移動空間としての機能の充実を目指し、河川改修時期にあわせて多自然川づくりを基本とした整備を推進します。



準用河川 清水川



(2) まちなかの水路を活用した景観整備

清流長良川は本市発展の源であり、市街地には縦横に水路が流れています。しかしながら、都市化の進展とともに、これら水路の多くは覆蓋、暗渠化され、かつてのような水とのつながりが薄れています。

こうした中で、長良川の役割や恵みを広く伝えるとともに、まちなかに個性的で魅力ある景観を創出するため、まちなかを流れる水路などを活用した景観整備に努めます。



湊コミュニティ水路

2-3 貴重な自然や歴史・文化の緑の保全

天然記念物をはじめ緑と関わりのある文化財や、絶滅が危惧される貴重な動植物の保護に努めます。

(1) 指定文化財の保護

中将姫誓願桜などの天然記念物の保護に努めます。

(2) 貴重な動植物の保護や外来種対策への取組

貴重な動植物の保護を目指し、本市では平成8年から11年にかけて自然環境実態調査を行い、「岐阜市自然環境の保全に関する条例」の施行（平成16年）を機に、ヒメコウホネ、カスミサンショウウオ、ホトケドジョウの3種を貴重野生動植物種に指定しました。さらに、平成19年にはヒメコウホネが生育する達目洞の逆川一帯を「達目洞ヒメコウホネ特別保全地区」として指定し、生育する地域の保全を進めています。



達目洞のヒメコウホネ

引き続き、貴重な動植物の保護を図るため、以下のように、総合的かつ計画的な保全対策の推進を図ります。

- 生息・生育環境の現状や変化を把握するため、自然環境実態調査を定期的実施します。
- 貴重な動植物が生息・生育できる環境は、その地域にとっても重要な財産であり、特別保全地区などにおいて、地域住民との協働を基本に保護活動を展開します。
- 外来種対策への取組を行います。

(3) 地域による自然環境保全活動への支援

平成17、18年度に本市の素晴らしい自然を掘り起こし、市民と行政との協働により守り育てることを目的として「岐阜市自然ふれあい地域ビジョン」を策定し、地域での自然環境保全のあり方を市民とともに提案しています。

このビジョンの具体化に向けた自然ふれあい活動支援として、地域に残された宝である自然を地域が守る活動を推進するため、専門家やNPOなどによるコーディネートを支援するなど、活動を展開させていきます。さらに、こうした地域固有の自然環境の保全活動を通じて、生物多様性について考え、認識し、その重要性が地域社会に浸透していくように努めていきます。



2-4 農地の保全と活用

本市内の農地が有する多様な機能や緑地としての機能が発揮されるように保全を図るとともに、市民が農とふれあう場として活用を進めます。

(1) 優良農地の保全

本市の市内各地には、農業振興地域農用地区域が指定されています。これら農用地は、食を支える貴重な緑地であるとともに、防災上の遊水機能など都市環境保全面からも重要な緑であり、地産地消の推進による農業振興と合わせて緑地の保全を図ります。



優良農地

(2) 農とふれあえる機会の増進

市民が農とふれあえる場として、市街化区域内あるいは隣接部の農地を活用した一般市民向けの市民農園の開設支援を行い、環境教育の一環としての活用を推進します。



老人健康農園

(3) 農地の原風景の再生と自然とのふれあいの場への活用

農業者や地域住民などが一体となって取り組む多面的機能支払交付金の活動を通じて、ホタルの保全や遊休農地を活用したコスモスやヒマワリの植栽など、農地周辺の景観や環境の保全を進めています。引き続き、同交付金の活動を支援し、農業農村の有する多面的機能の維持・発揮を図り、地域資源の適切な保全管理を推進していきます。



多面的機能支払交付金の活動

(4) 市街化区域内農地の保全

市街化区域内農地を対象として、公害や災害の防止、農業と調和した都市環境の保全等、良好な生活環境の確保を図るために設けられた制度として生産緑地制度があります。現在、本市においてはその指定はありませんが、住居系用途地域の一類型として田園住居地域の創設や生産緑地地区の面積要件の引き下げが可能となるなど、全国的には農と共存するまちづくりに対する取組も始まっています。市街化区域内農地の保全に対する農地所有者の理解を深める取組などを通して、生産緑地制度等の活用や、農の多面的な機能を活かしたまちづくりへの展開を検討していきます。



市街化区域内の農地

3 快適な生活環境を支える緑の質的向上と再生

公園などの緑について、新たな整備や、既設公園の利用を高め、緑の質の向上と再生を図るための施策を整理します。

快適な生活環境を支える緑の質的向上と再生

● 多様なレクリエーション需要への対応

- ① 大規模公園の整備と活用
- ② 身近な公園緑地の整備と活用
- ③ 公園緑地の運営、維持管理の充実
- ④ グラウンドなどの開放
- ⑤ 公園緑地における防災機能の強化

● 水と緑のネットワーク形成

- ① 街路樹の適正な維持管理及び計画的な再生
- ② 河川の緑化・適切な維持管理

● 市街地緑化の推進

- ① 公共施設の緑化
- ② 民有地の緑化
- ③ 適地適木による緑化の推進



3-1 多様なレクリエーション需要への対応

観光などを含めた広域的なレクリエーションや、日常的なレクリエーションなど、多様な需要に対応した公園緑地の整備を進めます。

(1) 大規模公園の整備と活用

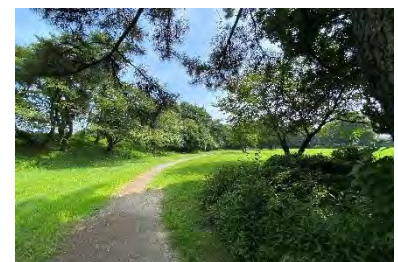
岐阜ファミリーパーク、岐阜公園などの都市基幹公園をはじめ、境川緑道公園、長良公園などの規模の大きな公園は、スポーツ・レクリエーション需要の変化や、防災機能の強化、ユニバーサルデザインの導入など多様なニーズに対応しながら、老朽化施設の改修を図るなどの機能の更新を進めていきます。

さらに、都市基幹公園の機能を補完するため、加納公園、長良公園などの地区公園について各公園の特徴を活かした魅力を高めていくための再整備を進めます。

これらの都市基幹公園は、多様な主体と連携し、賑わい、集客力のある公園運営を検討します。必要に応じて、Park-PFI 制度の導入などを検討していきます。



境川緑道公園（緑地）



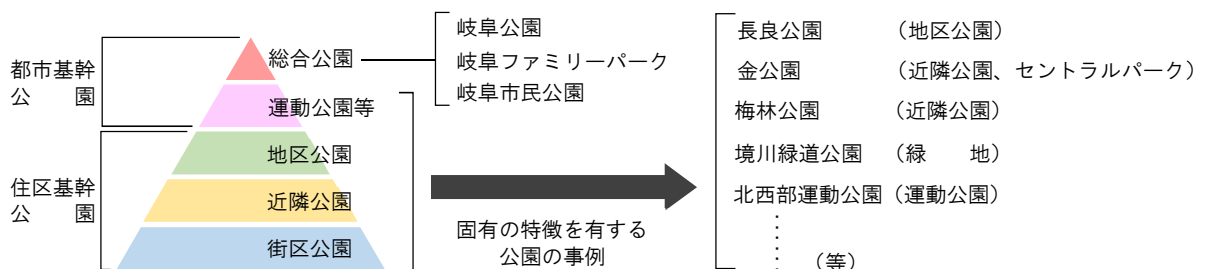
加納公園（地区公園）

① 都市公園の特徴

本市では、岐阜公園、岐阜ファミリーパーク、岐阜市民公園の総合公園と、運動公園、地区公園、近隣公園、街区公園等、380 箇所の都市公園を整備しています。

これらの公園は居住する者の利用に供する住区基幹公園や市全域の住民の利用に供する都市基幹公園の大きく2つに分類されます。住区基幹公園は地域の特色や活動など利用形態に応じた特色を有している公園が多い一方で、総合公園は1 箇所当たりの面積が10~50ha を標準とした大規模かつ総合的な利用に供することを目的とした公園となっており、本市の総合公園はそれぞれ固有の特徴を有しています。

また、住区基幹公園においても、居住する者の利用に供することを目的とするほか、立地特性により総合公園のように固有の特徴を有した公園があり、本市では、各々の公園が有する特徴を活かした公園整備を推進します。



岐阜市都市公園の分類のイメージ

② 総合公園の特色

本市の総合公園である、岐阜公園、岐阜ファミリーパーク、岐阜市民公園はそれぞれ固有の特色を有しています。

🌿 岐阜公園

金華山の麓に位置する岐阜公園は、織田信長公居館跡などの歴史的価値と金華山・長良川の自然環境を活かした本格的な「歴史公園」として再整備を進めています。



岐阜公園

🌿 岐阜ファミリーパーク

自然豊かな里山の中にある広大な子どもの遊び場や、野球場やサッカー・ラグビー場、テニスコートなどの数多くのスポーツ施設を整備しており、市民の皆様の活動の場として利用されています。現在、「総合スポーツ公園」としての再整備を進めています。



岐阜ファミリーパーク（野球場）

🌿 岐阜市民公園

市内屈指の芝生広場をはじめ、キャンプ場やバラ園、乗馬体験、フルーツ園や竹林など、市民の皆様が自然とふれあい、体験ができる総合公園です。現在、更なる魅力向上に向けた再整備の検討及び再整備を進めています。



岐阜市民公園

③ 固有の特徴を有する都市公園

🌿 金公園

本市のセンターゾーンの中心に位置する公園です。本市のセントラルパークとしての機能を有しており、中心市街地の貴重な緑地空間として、市内外から来訪される方の憩いの場となっています。現在、令和4年度の完成に向け、再整備を進めています。



金公園（再整備イメージ）

🌿 梅林公園

本市の繁華街である柳ヶ瀬から東へ約800mに位置する公園です。園内には約50種1,300本の梅が植樹されており、毎年1月中旬から早咲きの梅が咲き、4月上旬まで様々な梅の花を楽しむことができ、市内外から多くの方が来園されます。公園施設の老朽化が進行していることから、岐阜市長寿命化計画に基づいた公園施設の改修を進めています。



梅林公園



(2) 身近な公園緑地の整備と活用

地域の身近な公園緑地は、「コンパクト+ネットワーク」の実現に向けた『岐阜市立地適正化計画』や、公園における安全性の確保及びライフサイクルコスト削減を図りながら適切な維持管理を検討する『岐阜市公園施設長寿命化計画』等に基づき整備や維持管理の検討を進めます。



池ノ上公園（街区公園）

① 「コンパクト+ネットワーク」の実現に向けた『岐阜市立地適正化計画』

既存公園の配置や誘致距離、周辺環境等から公園の必要性を考察し、緑地の増進、地域の個性ある景観づくり等に配慮しながら進めます。

都市機能誘導区域

多くの人が集まる施設などとの一体整備や市街地における賑わいや交流の場となる公園緑地等の整備、住民の他に就労者や来街者の利用も見込んだ整備、管理を行います。

居住誘導区域

居住する年齢層を主体に、幅広いオールラウンドな機能にも対応した公園緑地等の整備、管理を行います。

その他の区域

基本的には現状維持し、人口動態等の状況変化に合わせて公園緑地等の整備を検討し、地域コミュニティの形成を図ります。

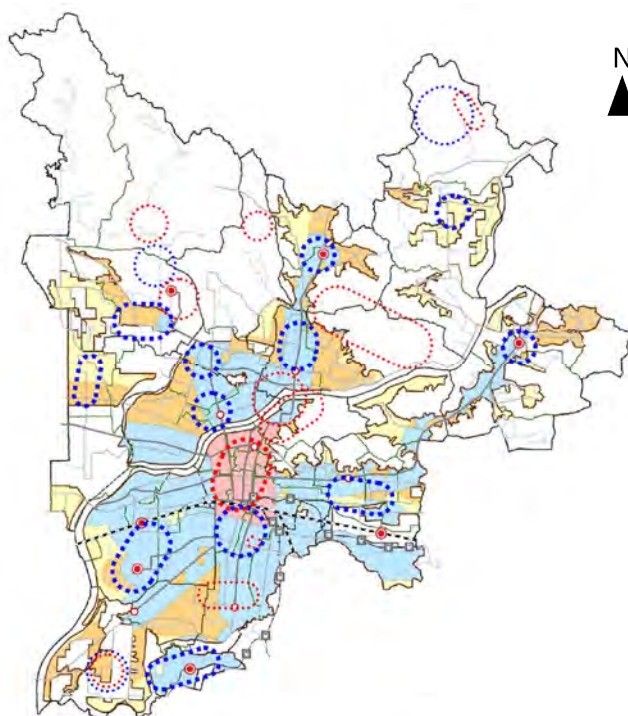
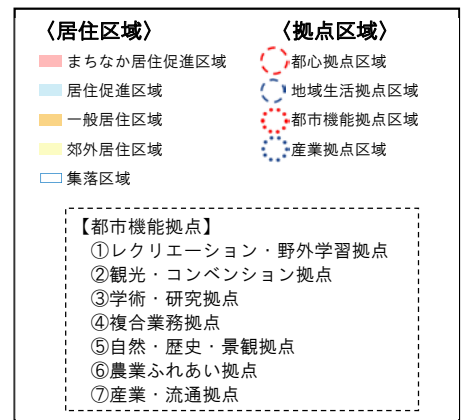
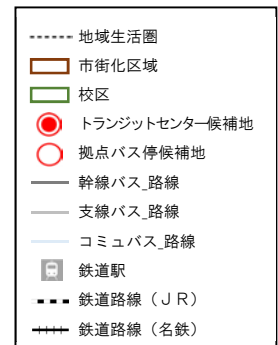


図 5-1 目指すべき都市構造イメージ※45



※45 「岐阜市立地適正化計画」より引用

② 公園の整備・再生

公園整備にあたっては、緑被の増進、地域の個性ある景観づくりに配慮し、地域の声も積極的に取り入れながら進めるとともに、地域説明会やアンケートの実施、ワークショップの開催などにより、できるだけ多くの地域住民のニーズを把握するよう努め、地域の居住者層や土地利用の変化などを考慮しながら、既設の都市公園などのリニューアルを進めます。

また、本市では今後さらに人口減少が進むとともに、年少人口の減少や老年人口の増加による少子高齢化が加速していくと推計されています。これらの課題は公園の利用形態にも大きく影響を来します。都市公園ストック再編事業のような公園再生を行う場合は、少子高齢化が本市の抱える課題であることに鑑み、全都市公園において、高齢社会に対応した公園施設の整備を行うとともに、子育て支援対策として遊具や休憩施設の更新、利用実態や地域のニーズに対して過大な機能や重複した機能の解消、老朽化した公園施設の改修など、公園全域又は一部施設の機能再編を基本とした公園再生に努めます。

併せて、立地の再編として、小規模公園が多い地域における公園の整理統合による機能向上や、公園用地を活用した公共施設等の集約化による都市機能向上などに努めます。

🌿 都市公園ストック再編事業

都市公園ストック再編事業は、都市公園周辺の環境やニーズの変化、利用状況に応じた公園施設の集約・再編を行うことでストック効果を最大限発現する整備手法です。

ストック再編事業は大きく下記の2つに分類されます。

本市では、主に「機能の再編」による都市公園ストック再編事業を進めています。

- 機能の再編：都市公園毎の特性に応じて魅力向上・機能分担を行う
- 立地の再編：小規模公園を集約化し機能向上を行う

🌿 整備タイプ

整備タイプとしては、図 5-2 都市公園の整備タイプ区分に示した区分（①幼児・児童型公園②高年・高齢者型公園③広場・スポーツ型公園④従来型公園⑤就労者型公園⑥施設一体型公園）を参考にします。この区分は、公園利用者のライフステージ（年齢層）と周辺施設という2つの観点をよりどころに公園を分類したものです。



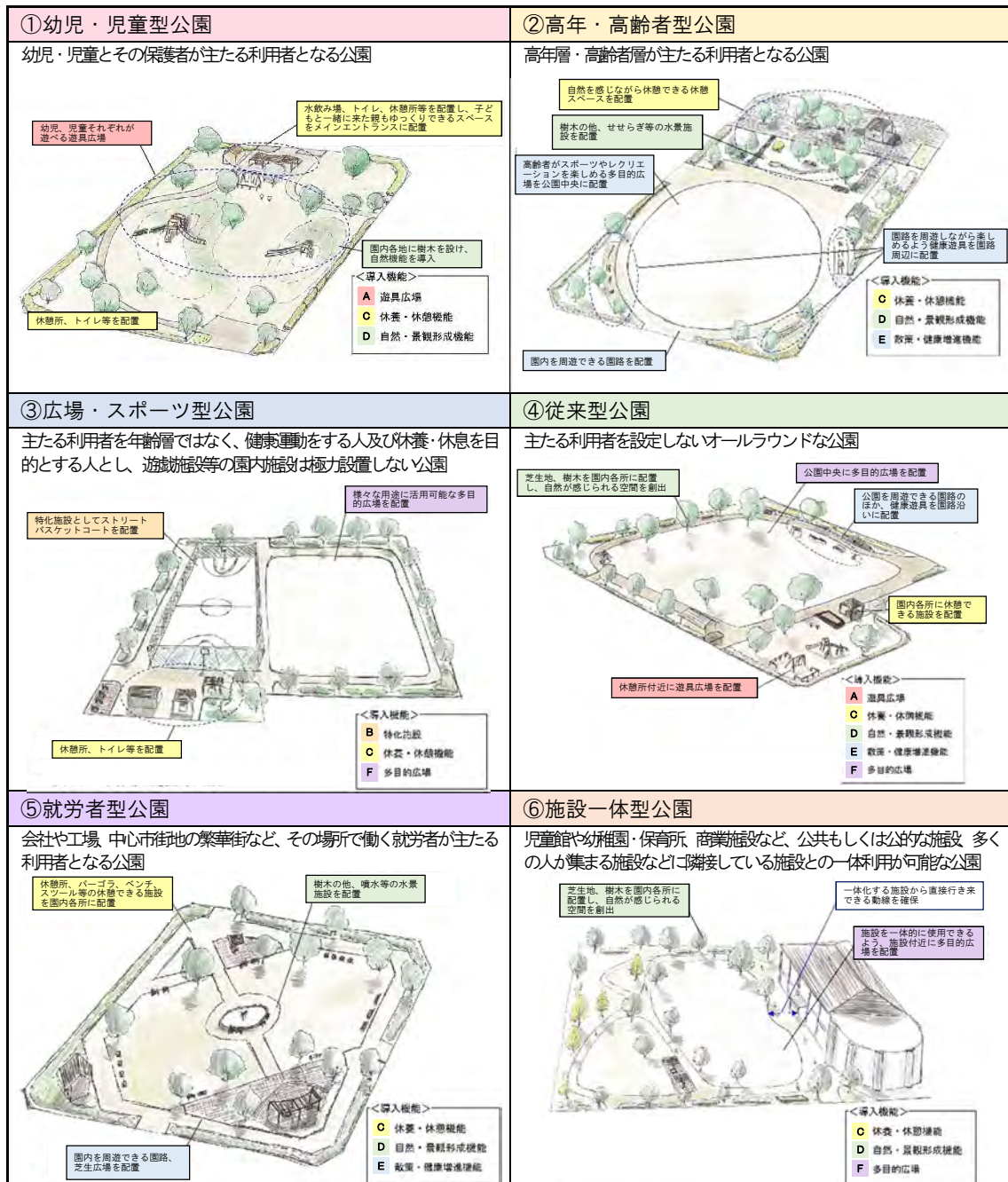


図 5-2 都市公園の整備タイプ区分

整備の優先度

整備の優先度については、老朽化が進行している施設を優先することを基本とし、本市の都市計画(岐阜市立地適正化計画などの地区の位置づけ)、利用頻度、周辺環境と公園施設の適合性、土地所有状況などの観点を考慮し設定します。また、公園施設の長寿命化対策について施設の更新と合わせて取り組んでいきます。

多様な手法による公園整備

公園整備は都市計画公園のような恒久的配置を考えるのではなく、住民のニーズに応じ借地による用地確保を含めた柔軟な対応により、緑地や広場などの確保に努めます。

そのため、地域の生活の質的向上や地域コミュニティの醸成につながることを前提に、住民からの発意に基づく借地公園の整備に関する仕組みづくりを検討します。また、都市緑地法で規定されている民有地を緑地として活用する方策なども検討します。

表 5-2 都市緑地法による民有地を緑地として活用する制度例

| 制度名 | 関係法令 | 概要 |
|----------|-------|---|
| 市民緑地制度 | 都市緑地法 | ・地権者と市が契約を締結し、緑地や緑化施設を公開する制度 |
| 市民緑地認定制度 | 都市緑地法 | ・民有地を地域住民の利用に供する緑地として整備・管理する者が、設置管理計画を作成・申請し、市長の認定を受けて一定期間市民緑地を整備・利活用する制度 |

③ 公園における安全性の確保及びライフサイクルコスト縮減を図りながら適切な維持管理を検討する
『岐阜市公園施設長寿命化計画』

都市公園におけるストックマネジメントは、多種多様で膨大な数の公園施設を対象とすることが特徴であり、全ての公園施設を画一的に取り扱うのではなく、改めて個々の施設の価値や重要性を検証した上で取組を進めることが、効率的なストックマネジメントにつながります。地域の实情に沿った対応方針の整理を行いながら、公園ごとに、あるいは同一公園内でも施設ごとに、その性格や目標とすべき管理水準を改定し、メリハリをつけてストックマネジメントを行っていく必要があります。

市が管理する公園施設^{※46}についても、公園利用者のさらなる安全性確保及びライフサイクルコスト縮減の視点から、適正な施設点検や維持管理等の予防保全管理を行い、施設の長寿命化対策及び計画的な修繕、改築、更新を行いながら、公園全体の長寿命化を推進します。

④ 宅地開発における公園の配置計画

開発許可制度による宅地開発では、都市計画法第33条第1項第2号の規定により、開発許可の内容を勘案して、公園等が環境の保全上、災害の防止上、通行の安全上又は事業活動の効率上支障がないような規模及び構造で適当に配置されている必要があります。そのため、表5-3を参考に、開発区域周辺の公園の整備状況を勘案し、公園等の設置を検討します。

表 5-3 宅地開発における公園の誘致距離

| 区分 | 宅地開発における公園の誘致距離 | 備考 |
|------|-----------------|---|
| 街区公園 | 500m | 岐阜市立地適正化計画に規定される居住誘導区域の設定方針を参考に、幹線バス路線沿線の徒歩圏である500mを準用します。なお、子ども遊び場や風致、緑地等についても本誘致距離を準用します。 |
| 近隣公園 | | |
| 地区公園 | 1km | 岐阜市立地適正化計画に規定される居住誘導区域の設定方針を参考に、鉄道駅の徒歩圏である1kmを準用します。 |
| 総合公園 | | |
| 運動公園 | | |

※46 公園施設とは、都市公園法第2条第2項に掲げる、都市公園の効用を全うするため当該都市公園に設けられる施設を指します。



⑤ 借地公園の活用

地域の皆様の御協力により、借地に公園を整備する場合は、当該用地が公園として効用を発揮できるかについて確認を行い、整備を行います。なお、借地により公園を整備する場合は、「岐阜市借地公園設置基準」に示す要件を満たすものとします。

(3) 公園緑地の運営、維持管理の充実

① 指定管理者制度の継続（大規模公園）

大規模公園の運営管理については、岐阜ファミリーパークや長良公園等 11 公園において指定管理者制度が運用されており、今後さらに他の公園への適用を検討します。この制度は、公の設置する施設を民間事業者等が管理・運営を行うことにより、民間事業者が有するノウハウを活用し、多様化する市民ニーズに効果的、効率的に対応することが期待できます。



岐阜ファミリーパーク

② 身近な公園緑地

身近な公園緑地の運営管理については、すでに 7 割以上の公園で、地域により組織された管理団体が日常的な管理を実施しています。これらの管理体制を充実、発展させていくとともに、地域の自主性や交流の場としての公園活用を推進し、地域が元気になるパークマネジメントを目指していきます。



公園ワークショップ

既に取り組んでいる公園ストック再編事業では、子育て支援や高齢社会対応等の課題に対応した公園施設の機能や配置の再編を行っているほか、岐阜市都市公園条例のほかに各公園でのルールづくりとして、ワークショップでの話し合いが行われています。また、より良い公園にしていくために、自分たちでできそうなことと行政に支援してほしいことなどについて市民からの提案がなされています。

岐阜市都市公園条例

第 4 条 都市公園においては、次の各号に掲げる行為をしてはならない

- (1) 都市公園を損傷し、又は汚損すること
- (2) 竹林を伐採し、又は植物を採取すること
- (3) 土地の形質を変更すること
- (4) 鳥獣及び魚類を捕獲し、又は殺傷すること
- (5) はり紙又ははり札をすること
- (6) 立入禁止区域に立ち入ること
- (7) その他都市公園の利用及び管理に支障のある行為をすること

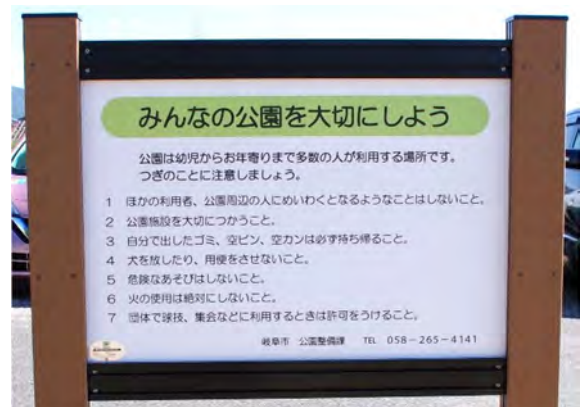


図 5-3 岐阜市都市公園条例及び公園ルール看板

また、都市公園などの公園緑地については、整備当初の機能を発揮し続けるためには適切な維持管理が必要です。公園緑地の維持管理は、行政が主体となって進めることが基本ですが、特に日常的な清掃や植栽の手入れなど、きめ細かな維持管理については、地域住民等との協働が必要不可欠です。こうした取組を全市域に広めていくため、市民との協働体制の確立や、効率的・計画的な公園緑地の維持管理の実施を目的としたマニュアルの作成などを検討します。

(4) グラウンドなどの開放

地域のスポーツ・レクリエーション需要に対応するため、市立小・中学校などのグラウンドの地域開放を行っています。

また、民間企業の有するグラウンドなどについても、開放広場として一般市民が利用できるよう要請します。



学校グラウンド

(5) 公園緑地における防災機能の強化

本市の都市公園は、岐阜市地域防災計画により災害発生時における指定緊急避難場所として指定されており、災害時における最優先避難場所や地域の防災活動の拠点となるなど、地域防災拠点の機能を有しています。指定緊急避難場所は、災害が発生し、または発生するおそれがある場合における住民等の安全な避難先を確保するため、災害種別ごとに安全性等の一定の基準を満たす施設又は場所を指定しており、指定緊急避難場所に指定された都市公園は、「防災公園^{※47}」としての機能を有しています。防災公園の機能を有する都市公園は、災害時等において避難場所となる「園路・広場」や「運動施設」、休憩所やベンチ、野外卓などの「休養施設」をはじめ、駐車場や園内移動用施設、便所、水飲み場や手洗い場などの「便益施設」、さらには夜間においても安心・安全に避難できる照明施設や水道、井戸などの「管理施設」、備蓄倉庫や集会所などの「その他の施設」など、多岐にわたる防災に資する機能を有しています。これらの施設は都市公園が指定緊急避難場所として機能するために必要な施設であり、岐阜市地域防災計画と本計画が連携し、公園緑地における防災機能を高めています。



指定緊急避難場所の看板

また、火災・土砂災害等の災害による危険が迫っているときや、避難指示が発令されているときは、指定緊急避難場所である都市公園を一時避難地とし、防災公園として活用します。

本市では、帰宅困難者が安全に避難できるよう、指定緊急避難場所である都市公園が帰宅困難者を一時避難地として受け入れるとともに、防災公園として活用されるなど、公園緑地などのオープンスペースや防災に資する機能は、災害時における避難地や避難路、災害復旧活動の拠点など防災公園として重要な役割を果たします。また、グリーンインフラを活用した防災・減災機能の強化による都市型水害への対策を推進します。そのため、地域防災計画などと連携しつつ、都市公園などに対する防災機能の強化などを、次のとおり推進します。

※47 防災公園とは、社会資本整備総合交付金交付要綱に規定される「防災公園」及びそれに類する公園を指します。



① 自然災害を軽減させるのに役立つ緑地

- 水害による被害を軽減するため、河川機能の維持・強化を図ります。
- 森林や農地は、保水機能により洪水を防止する緑地として、適正な保全に努めます。
- 市街地内及び周辺を覆う森林は、がけ崩れなどを防止する緑地として、適正に管理していきます。
- 市街地周辺の水田は、水害発生時の遊水地としての機能を有するため、適正な保全に努めます。

② 火災延焼の防止に役立つ緑地

- 火災延焼の防止に役立つ緑地として、都市計画道路などの幅員の広い道路や、市街地内の河川などが挙げられ、これらについては保全とともに、街路樹などの緑化による延焼防止機能の強化を図ります。

③ 災害発生時の避難に役立つ緑地

- 地震などの災害時における安全な避難路を確保するため、都市計画道路の整備推進とともに、街路樹緑化を推進します。
- 長良公園や岐阜メモリアルセンターなどの広域避難場所について、保全を図るとともに防災拠点としての機能強化に努めます。また、その他の指定緊急避難場所などについても保全します。
- 都市公園の整備に合わせて、耐震性貯水槽や備蓄倉庫などの設置、マンホールトイレや手押し井戸の整備、延焼防止に役立つ植栽帯の確保など、防災機能の充実を推進します。
- 新たに都市公園などを整備する場合には、浸水の危険性や幹線道路との近接性など、防災的な視点を充分考慮しながら配置を検討します。

3-2 水と緑のネットワーク形成

個々の公園緑地を有機的に結びつけ利用を高めるため、道路や河川などにおいてグリーンインフラの取組を推進し、水と緑のネットワークの形成を図ります。

(1) 街路樹の適正な維持管理及び計画的な再生

道路交通機能の確保を前提に、美しい景観形成、沿道環境の保全、道路利用者の快適性の確保等、緑化に求められる機能を総合的に発揮させ、道路空間や地域の魅力向上を図ります。岐阜市管理道路については、長期的かつ総合的な岐阜市街路樹管理計画に基づき、街路樹の適正な維持管理と計画的な再生に努めていきます。

都市計画道路など、幹線道路網の整備とあわせ街路樹などによる緑の連続化に努め、快適で潤いのある歩行者空間を創出します。街路樹など道路の植栽スペースについては拡充を目指し、交通機能の維持に十分配慮した上で見直しも検討します。

また、街路樹の維持管理は、行政が主体となって進めることが基本ですが、特に日常的な清掃や植栽の手入れなど、きめ細かな維持管理については、地域住民等との協働が欠かせません。この取組の実例として、本市では、本郷町のケヤキ並木通りで地元と行政との役割分担を明確にし、地元と協働で並木をより良い状態に保つよう管理を行っています。こうした取組を全市に広げていきます。



街路樹（上土居打越線）



図 5-4 街路樹の効果的かつ効率的な維持管理イメージ

(2) 河川の緑化・適切な維持管理

本市では、これまで長良川や境川などの広大な河川敷を活用し、長良川公園や境川緑道公園などの整備を進めてきました。今後さらに河川敷などを活用した公園緑地整備に努めるとともに、河川沿いの道路の緑化、修景などにより、散策やサイクリングを楽しみながら周辺の公園緑地などを有機的に結ぶ、水と緑のネットワーク軸として機能充実に取り組んでいきます。

| | |
|---|--|
| <p>米国事例 <ポートランドの取組></p>  <p>高層ビルの屋上緑化 雨水管理だけでなく、屋根を保護する効果なども期待されている。</p>  <p>Green Street 道路沿いの緑地の縁石を一部空けて、緑地内に雨水を流し込む仕組みになっている。</p> | <p>欧州事例 <公共施設の緑化></p>  <p>廃線の緑化(フランス) 廃線後も線路は残し、周囲を再整備することで、レクリエーションや生態系観察の場として市民に利用されているほか、治安向上の効果もある。</p>  <p>並木道等(スペイン・バルセロナ) バルセロナ市のグリーンインフラと生物多様性に関する戦略に基づき、並木道を含め、都市の自然空間毎に、自然環境の機能が評価されている。</p> |
| <p><ニューヨークの取組></p>  <p>屋上緑化面積に応じた固定資産税減税措置が図られている。</p>  <p>補助金事業により、Rain Gardenとして再整備されたQueens Collageの広場</p>  <p>下水道エリア内の私有地を緑化し、雨水管理に貢献することに対して助成金が支払われる</p> | <p><自然環境の保全></p>  <p>良質な生態系保全のための空き地の活用</p>  <p>都市近郊の河川 連続した生物の生息地のために重要</p> |

図 5-5 グリーンインフラによる緑化の取組動向^{※48}

※48 「国土交通省総合政策局環境政策課調査」より引用



3-3 市街地緑化の推進

市街地全体の緑化を次のように推進します。

(1) 公共施設の緑化

市街地の緑化の先導的役割として、地域の身近な公共空間における緑の増進を図ります。

① 駅周辺など各地域の主要な地区における重点的な緑化

地域生活拠点をはじめ各地域の主要な地区においては、駅前広場や周辺道路等の重点的な緑化に努め、私有地の緑化推進とともに、各地域の個性や魅力を演出する景観形成を図ります。



本郷町ケヤキ並木

② 公共施設敷地全般の緑被量の増進

市街地内の緑を増やしていくためには、市民・事業者・環境保全団体・行政が一体となった取組が必要であり、その先導的役割として公共施設敷地の緑化を推進します。

(2) 私有地の緑化

私有地の緑化を支援する各種緑化助成制度について利用を促進するとともに、市民のニーズを把握しながら、適切な制度見直しなどの充実を図ります。

① 住宅地の緑化

市民による緑のまちづくりの最も身近な取組として、まちなみの向上に寄与する生け垣や庭木など、住宅での緑化活動を支援します。

- 🌿 生け垣づくり奨励補助金交付事業、我が家のシンボルツリーの無料配布事業など各種緑化助成事業の活用を促進します。
- 🌿 新規開発団地を中心に、緑地協定制度や地区計画制度の活用を促進します。



住宅地の緑

② 商業地の緑化

商業地では、緑化による美観の向上や、買い物客などが憩えるスペースの確保による魅力向上にも配慮した緑化を促進します。

- 🌿 商店街の魅力向上のため、統一デザイン等による緑化の促進を図ります。
- 🌿 共同建て替えなどによるオープンスペース設置の促進を図ります。



商業地の緑

③ 駐車場の緑化

私有地のなかにあたって、接道率の高い駐車場の緑化は、まちなみの向上に大きく寄与すると考えられ、特に今後の歩行者ネットワークなどと連動して積極的に働きかけていきます。

- 🌿 環境緑化奨励補助金交付事業の活用を促進します。

(3) 適地適木による緑化の推進

緑化樹種の選定にあたっては、地域の生態系や植栽条件に配慮し、地域に由来から存在する樹木や、長い年月をかけて地域の風土や景観になじんだ樹木を活用する適地適木を推進するとともに、それらについて市民の関心を高めるための周知・啓発を図ります。

- ① 本市の気候に適合し、存続できる樹種や遺伝的かく乱の少ない樹種を推奨種として、活用を推進します。
- ② 自然改変を行う場合の在来樹木や表土の保全に努めるとともに、道路の中央分離帯等劣悪な植栽環境での強健樹種の活用など植栽条件に適合した樹種の活用を推進します。
- ③ 適地適木の先導的モデルとなるよう公共施設への緑化推進を図るとともに、市民への周知のための説明板の設置や市民活動の学習会を通じた民有地緑化の利用を推進します。



沿道の緑



4 賑わいと交流を引き出す緑の活用

中心市街地における公共空間や民有地の緑化を推進し、賑わいと交流を引き出すための施策や、緑のまちづくりを支援する仕組みを整理します。

賑わいと交流を引き出す緑の活用

● 居住者の憩い・安らぎ・コミュニティの形成

- ① 魅力ある公園緑地の整備と緑の活用

● 中心市街地における賑わいと交流の緑づくり

- ① 賑わいの緑となる中心市街地の緑化
- ② 交流の緑となる中心市街地の緑化

● 緑に関する情報発信や緑化活動の推進

- ① 環境教育の充実
- ② 各種緑化イベントや講習会などの開催
- ③ 市民が地域の緑化活動に参加する機会の増進
- ④ 薬草・薬木の活用

● 緑のまちづくりを支援する仕組みづくり

- ① 緑のまちづくりにおける市民・事業者への支援
- ② 市民・事業者による緑化活動への表彰
- ③ 景観アドバイザーの活用
- ④ 地域の緑化に関するリーダーとなる人材の育成



4-1 居住者の憩い・安らぎ・コミュニティの形成

新たな都市構造への再編に向け、緑の有する多機能性を活用し、中心市街地やその周辺の環境をより快適にし、賑わいや交流を創出することは重要な課題です。緑は、魅力的なまちなみ景観の創出のほか、まちの賑わいを呼び込む地域活性化効果（集客、イベントの場、地域価値の向上）、観光振興、都市型気候の緩和、防災安全性の確保などにおける機能も有していることから、まちづくりへの緑の活用を推進します。

(1) 魅力ある公園緑地の整備と緑の活用

① 中心市街地（岐阜駅周辺からみんなの森 ぎふメディアコスモス）〔賑わいの緑づくり〕

岐阜駅周辺（杜の駅）からみんなの森 ぎふメディアコスモスにかけての中心市街地では、駅前広場や市役所、市立中央図書館が整備され、今後、金公園の再整備や市街地再開発事業の展開などにより、県都としてふさわしいまちなみが再形成されます。このエリアは、本市における都心拠点区域（岐阜市立地適正化計画）として位置づけられており、都市の顔にふさわしい賑わいを演出する公園緑地の整備と、管理運営の充実を推進します。



やすらぎの里（岐阜駅北口駅前広場）

● 中心市街地の緑の拠点である金公園について、多くの人が憩い、潤い、賑わうまちなか居住の促進や来訪者の増加に向けた「セントラルパーク化」をめざし、再整備を推進します。

● 国指定史跡である加納城跡を擁する加納公園（一部未整備）や、隣接して通っている中山道は、歴史的な特徴を活かしながら公園や街道沿いの整備を推進します。



岐阜市役所

② 岐阜公園一帯〔交流の緑づくり〕

岐阜公園一帯では、町屋や神社仏閣などの歴史、長良川鵜飼いや岐阜まつりなどの文化、そしてそれらが織りなす歴史的風致を維持及び向上し、将来世代へ受け継いでいくことを目的として、岐阜公園を含む地域を重点区域とする「岐阜市歴史的風致維持向上計画」を策定しており、歴史的な価値と金華山、長良川など豊かな自然環境を活かした岐阜公園再整備をはじめ、市民や観光者にとって魅力ある空間づくりに向けた公園緑地の整備を推進します。



岐阜まつり

● 岐阜公園は、「岐阜市歴史的風致維持向上計画」の重点区域内にある本市を代表する総合公園であり、年間多くの観光客が訪れています。引き続きこれまでの重点施策を推進していくとともに、本市の交流拠点としてまちづくりへの活用を図っていきます。再整備や管理運営においては、民間事業者やNPOなどの各種団体との連携や協働のほか、Park-PFIの活用などを検討し取り組んでいきます。



岐阜公園一帯

● 長良公園は、ガーデニングやイベントなどで広く親しまれており、一層の運営管理の充実を推進します。



- 岐阜メモリアルセンターは、国際大会の開催にも対応できる運動競技機能を有しており、スポーツ拠点としてまた、各種イベントの場として管理者である岐阜県と連携を図ります。



岐阜メモリアルセンター

4-2 中心市街地における賑わいと交流の緑づくり

(1) 賑わいを創出する中心市街地の緑化

本市の中心市街地では、岐阜駅前広場の整備や市街地再開発事業などにより、まちなみが大きく変貌しつつあり、こうした動きは中心市街地の緑を増やす絶好の機会と捉えることができます。

官民一体となった緑化を積極的に進めるため、中心市街地の一帯を緑化重点地区に位置づけるとともに、都市緑地法に基づく緑化地域制度、市民緑地制度及び緑化施設整備計画認定制度^{※49}等の法制度の活用が期待されます。



賑わいを創出する金公園

① 公共空間の緑化

岐阜駅北口駅前広場の整備では、南口とあわせて“杜の駅”の形成を目指した緑化を推進しており、また、みんなの森 ぎふメディアコスモスでは水と緑による演出を活かした緑地空間が整備されています。こうした緑の拠点づくりとあわせて、公共施設敷地の緑化や街路樹などによる道路緑化を推進します。



杜の駅

- 長良橋通りなど南北方向の通りは、それぞれ特徴的な景観を有しており、それらの個性を活かし、魅力を高める緑化の推進を目指します。
- 公共施設の新築・建替えにあたっては、屋上緑化などを積極的に推進し、できる限り市民に開放します。



長良橋通り

② 通りごとの緑化方針

● 長良橋通り

多くのバスが走行する公共交通軸である長良橋通りでは、これまでに、歩道に設置されたアート作品やアーケードを利用したフラッグアートなどによる景観演出が図られており、これらの雰囲気と調和した低木主体の緑化や花などにより景観の魅力向上を図ります。

● 金華橋通り

広幅員を活かした様々な空間活用の可能性を持つ都市軸である金華橋通りは、かつては凱旋通りとして、古くから本市の発展の基幹軸としての役割を担っています。金華橋通りをはじめとする岐阜駅からみんなの森 ぎふメディアコスモスまでの通りは、中心市街地の“都市の軸”として取組を進める「まちなか歩き」ができる空間づくり（ウォーカブルなまちなか形成）と合わせ、緑の充実による多様な環境機能の付加を推進します。



トランジットモール交通社会実験
(金華橋通り)

^{※49} 民間の建築物の屋上、空地など敷地内を緑化する計画について、市町村長の認定を受けることができる制度です。



忠節橋通り

JR 岐阜駅を起点とし忠節橋を經由した忠節地区までの国道 157 号を含む道路の総称である。この通りだけに見られる紅花栃木(ベニバナトチノキ)の並木が初夏に黄みを帯びた紅色の花を咲かせ魅力ある景観を呈しています。



忠節橋通り

玉宮通り

玉宮通りでは、光と緑あふれるショッピングモール化を目指して、地元独自でまちづくり協定が締結され、建築物の更新時に 1.5m 程度の壁面後退が進められています。こうした取組に合わせ、前面空地への植栽などによる緑化が促進されています。



御鯨街道

御鯨街道

御鯨街道は加納公園方面と岐阜公園方面を結ぶ旧街道で、岐阜の歴史とふれあえる重要な観光資源として、その魅力を高めるまちなみ景観の保全・整備に合わせた緑化の推進を図ります。

岐阜市センターゾーン※50

センターゾーンの回遊性を高めることで、「駅周辺エリア」、「柳ヶ瀬エリア」、「つかさのまちエリア」、「岐阜公園エリア」の 4 つの多様なエリアの個性が際立ち、これらの相乗効果によって都市の魅力も高まります。各エリアをつなぎ、ゾーンの骨格を形成する 2 つの連携軸の利便性の向上を図ります。

① にぎわいづくりを支える連携軸

「駅周辺エリア」から「つかさのまちエリア」に至る 3 つのエリアをつなぐ連携軸が、厚く広がりのあるにぎわいづくりを支えます。

② ふれあいを支える連携軸

にぎわいづくりを支える連携軸から、さらに「岐阜公園エリア」に至る連携軸が、人、文化、知、そして歴史との多様なふれあいを支えます。

③ エリア間の空間づくり

エリア間にある空間は人の流れの結節点として重要な機能を有しています。道路や公園などの公共空間についても、日常における憩いの場などの機能を持たせながら、人の流動や滞留などにも着目しつつ、長期的な視点で利活用について検討していきます。

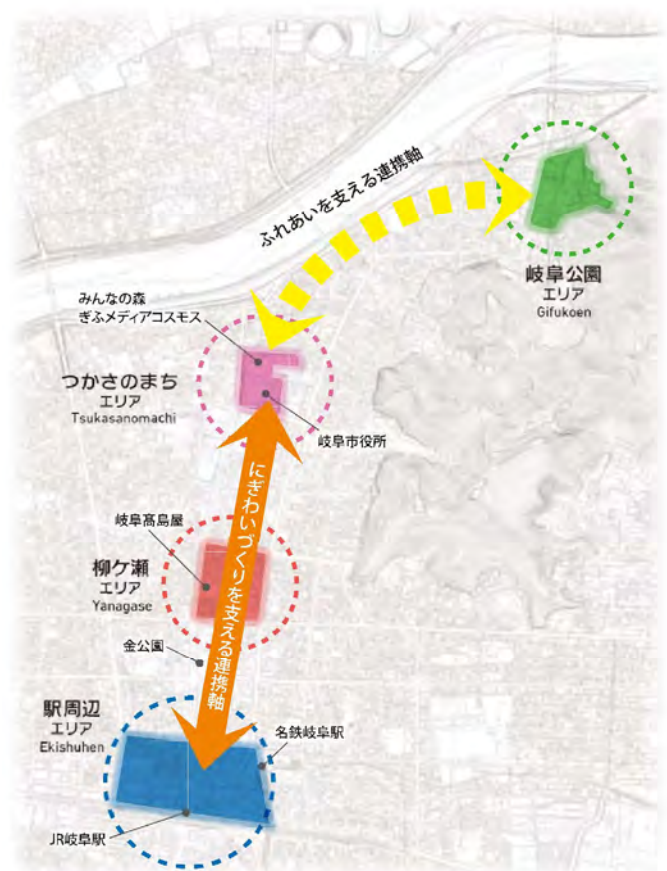
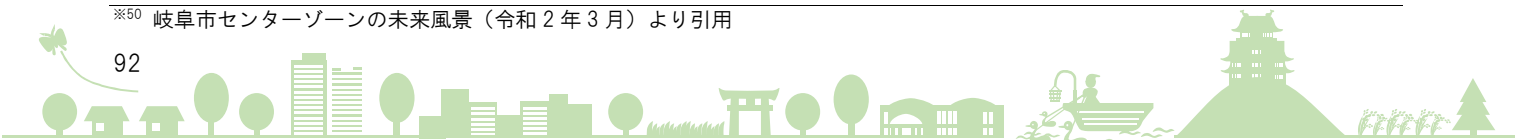


図 5-6 岐阜市センターゾーン

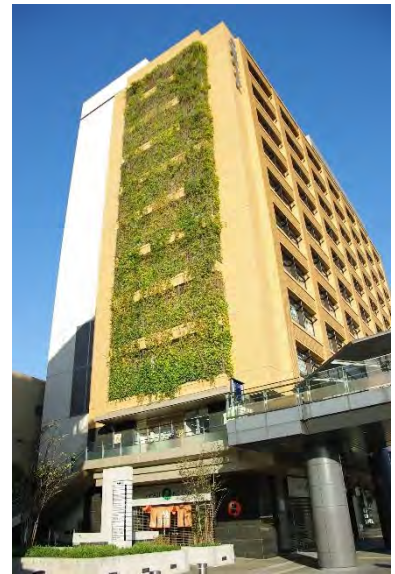
※50 岐阜市センターゾーンの未来風景（令和 2 年 3 月）より引用



③ 民有地の緑化

民有地の緑化を促進するため、市の緑化助成事業の充実とともに、民有地緑化に関する法制度の活用を推進します。

- 屋上緑化奨励補助金交付事業、地域緑化奨励補助金交付事業などの緑化助成事業の活用を、より積極的に促進するため、都市計画、景観計画などと連動しながら、PR 強化や助成要綱の見直しなどを行い、制度の拡充を図ります。
- さびれた印象を与えがちな空地については、土地利用の更新が進むまでの間、ポケットパークなどへの活用を図るための事業や制度を状況に応じて検討します。



民有地の緑化（壁面緑化）

(2) 交流の緑となる中心市街地の緑化

交流の緑と位置づけた観光拠点である岐阜公園一帯では、本市が誇るべき「ぎふ長良川の鶺鴒、金華山、岐阜城」など、歴史・文化・自然を背景に有する代表的な観光資源を活用した緑化を推進し、多様な魅力の創出を図ります。

また、年々増加する訪日外国人旅行者など、多様な観光客のニーズを受け入れられる環境づくりに取り組み、本市の観光魅力を創造します。

① 公共施設の緑化

公共施設では、岐阜公園をはじめとする公園緑地の拡充や再整備による緑豊かな景観の創出を図るとともに、地域内の散策の魅力向上やゆとりある生活環境づくりを目指し、街路樹等の緑化を推進します。また、緑化にあたっては、周辺環境と調和を図りながら変化のある街路景観の形成に努めます。

- 本地域の骨格的な軸となる長良橋通りについて、ポケットパークの設置や主要交差点部への案内板設置と合わせたスポット的な景観木の植栽などの緑化により、都市のオアシス空間の形成を推進します。
- 長良川沿いについて、桜並木周辺の環境整備や船着場一帯の景観形成などを中心に緑化を推進します。
- 古い町並みを散策できる川原町周辺では、御鯨街道、忠節用水、伊奈波神社参道等の地域資源を活かしながら、神社仏閣やまちなみなどの歴史資源を結ぶ散策路として魅力ある緑化や修景整備を図ります。
- 本市のシンボルである金華山一帯では、金華山ドライブウェイや登山道の適正な維持管理を行い、景観演出を推進します。



ぎふ長良川の鶺鴒



ソメイヨシノ（長良川左岸堤）



川原町広場

② 民有地の緑化

民有地については、通り沿いを中心に、花飾りを取り入れた壁面緑化、屋上緑化等による緑の増進を図ります。

- 長良川周辺では、長良川に面する部分を中心に、観光宿泊施設のエントランス部の緑化や客室等のベランダ緑化を促進します。
- 古い町並みを散策できる川原町周辺では、歴史・文化と調和し、景観に潤いを与える緑の増進を図ります。
- 住民等による主体的な緑化を促進するため、学校等の公共施設を地域活動の拠点とし、まちづくりや自然との共生等をテーマに住民自らが話し合う場を提供します。



三田洞弘法（法華寺）

4-3 緑に関する情報発信や緑化活動の推進

緑を保全、増進するには、市民等に緑への関心を高めてもらうことが大切であり、緑について学び、理解を深めるための施策を整理します。

(1) 各種緑化イベントや講習会などの開催

できるだけ多くの市民に緑への関心を持ってもらうため、各種の緑化イベントを開催していきます。本市ではこれまでに各家庭の緑化に関する技術的支援を行ってきており、今後はさらに地域の公園や市民緑地などの維持・管理を主体的に行っていく市民ボランティアの育成を目指した講習会などを開催していきます。

- ① “フローラリー岐阜”を継続して実施します。
- ② “ながら川ふれあいの森”や岐阜市民公園などのハイキングコースなどを活用し、自然観察会などの自然とふれあうイベントの開催を進めます。
- ③ 商店街イベントなどと連携し植木市などの開催を進めます。
- ④ “花飾り講習会”“花と緑のコンサルタントハウス”“樹木医による樹木診断事業”などを継続して実施します。
- ⑤ 生涯学習の一環として、公園愛護や里山保全などのボランティア育成につながる講習会などの開催を進めます。



自然観察会



花飾り講習会



(2) 市民が地域の緑化活動に参加する機会の増進

地域の緑に対する関心を高めるため、市民が地域の緑化活動に参加できる機会の増進を図るとともに、こうした活動が継続的にしやすいよう支援体制の充実に努めます。

① 公園などの新設、再整備時における市民参加の促進

街区公園やコミュニティ水路など、地域の身近な公園などを新設、再整備する際には、計画や施工の段階で地域住民の参加する機会を増やし、公園などに対する愛着心の向上を図るとともに、地域住民などが公園づくりに参加しやすいような工夫に努めます。

- 🌿 ワークショップなどの市民参加手法を用い、地域住民が公園づくりから管理・運営に至るまで、より深く関わりを持てる体制を充実
- 🌿 施工時に住民参加イベントを開催（園名碑制作、植樹、ペンキ塗りなど）



西野町コミュニティ水路



ペンキ塗りイベント

② 地域の緑の手入れへの市民参加の促進

公園、道路、河川あるいは森林など地域の緑の清掃や除草、花の植えかえなど、簡単な手入れへの市民参加の促進を図ります。

- 🌿 “公園管理団体（対象：街区公園等）”の育成
- 🌿 “ふれあい花壇”など地域住民の手による緑化スペースの増設
- 🌿 “岐阜版アダプト・プログラム”への参加団体の増進



剪定奉仕作業

(3) 薬草・薬木の活用

人々の健康志向が高まる中、現在本市では、岐阜大学と岐阜薬科大学との連携による健康科学研究を契機に、健康をテーマとする産業・観光プロジェクトが進められています。

公園や街路樹などに植栽されるような身近な草木にも薬草・薬木は多く、こうした草木に効能などを記した樹名札を添えるなど、市民の緑に対する知識や関心を高めてもらうための施策展開を図ります。

4-4 緑のまちづくりを支援する仕組みづくり

地域の環境は、地域が考え、守り、育てていくことを基本とし、市民・事業者が主体となった地域の緑を保全・創出する活動を支援していくための仕組みづくりを進めます。

(1) 緑のまちづくりにおける市民・事業者への支援

市民・事業者が主体となって進める地域の緑を保全・創出する活動を支援するための制度整備を進めます。

(2) 市民・事業者による緑化活動への表彰

市民・事業者による緑化活動への意欲を高めるとともに、広く一般の市民にも広報していくため、市民が集まるイベント時などに表彰を行います。

- ① 都市緑化功労者への表彰を実施します。
- ② 環境保全及び創出に貢献する活動団体などへの表彰を実施します。



緑化功労者（岐阜さくらの会）

(3) 景観アドバイザーの活用

本市では市民・事業者による良好な景観形成を誘導するため“景観アドバイザー制度”を開設し、専門家による景観相談を実施しており、建築物や工作物、広告物のデザイン、色彩、緑化等について、周辺景観との調和に関するアドバイスを行っています。



景観に配慮した遊具（岐阜公園）

(4) 地域の緑化に関するリーダーとなる人材の育成

緑化に関するボランティア活動への参加者など、地域の緑に関心を持つ住民の中から、将来的に地域の緑化に関するリーダーとなる人材の育成を目指し、講習会や交流会などを開催していきます。

- ① 緑化に関するボランティア団体に対し、より高度な知識を学ぶための講習会の実施を進めます。
- ② ボランティア団体同士が交流できる機会の提供を進めます。



ふれあい花壇団体交流会

